

糾弾！候補者をネットで批判したら「名誉毀損」でガサ入れ押収弾圧！



2011年6月5日 門真市議 戸田ひさよし

門真市新橋町12-18-207 電話:06-6907-7727 FAX:06-6907-7730
HPは「戸田ひさよし」検索ですぐ出ます！ アドレス:toda-jimu1@hige-toda.com

◎5/31 ガサ糾弾！おつるが戸田を「名誉毀損」告訴し兵庫県警が戸田のPCと全情報押収！

5/31 (火) 早朝8時半、兵庫県警による戸田へのガサ入れ弾圧があった！

何の事件かと問うと、戸田が「自由論争掲示板」に書いたことでの「名誉毀損事件だ」と言う。戸田はとりあえず小型カセットで録音しながら対応。

捜査責任者の「中垣内警部補」が読み上げた令状によると、「名誉毀損」容疑の捜査のために戸田の身体・事務所内のPC・ハードディスク他、ノート・メモ類・戸田の車・戸田事務所内に居合わせた者の身体、を捜索し関係物を押収するという。

それは、兵庫県警川西署の「政岡健一」警部が捜索押収令状を伊丹簡裁に請求し、伊丹簡裁の「河下實」裁判官が令状発行したものだ。

捜索しながらの話で分かってきたのは、ザイトクおつる＝中曽千鶴子が、戸田がHP掲示板で批判した文章を事もあろうに「名誉毀損」として刑事告訴し、それを口実に兵庫県警本部の捜査チームが（中曽千鶴子が住んでいる）川西署に出向捜査し、当然神戸地検の検事もそれを了承して令状請求してガサ入れしてきたのだった。

◆HP掲示板でのまっとうな批判や分析評論が「名誉毀損」！

◆掲示板文章という「証拠物」が明示されているにも拘わらず、「背景事情を探るため」と称して、人様の自宅事務所に押し入り、パソコンの内部データ、過去12年間のプライバシー・創作・思索・作成文書・人的交流・メール等の一切切の押収！

●しかも中曽千鶴子自身は、ネットで差別誹謗中傷をやり放題に書き散らしてきただけでなく、何よりも昨年10月に川西市議選に出た候補者＝準公人ではないか！

常軌を逸した判断であり、言論の自由全般とネット言論への許し難い抑圧でしかない！

車も含めて全ての捜索が終わったのが昼の12:02。約3時間半の捜索だった。

押収したのは、戸田のパソコン3台のうち、動画用の1台を丸ごと押収、他2台は中のデータ全てのコピーを押収、ほかハードディスク1台を押収、他ザイトク会関係ファイル2冊とプロバイダー2社のとの契約書を押収していった。（PC類については、正確に言えば、全部押収した後に、1台を除いて「データコピーの同意書」を作ってから本体を返還する、という形）

ちなみに中曽千鶴子が告訴し、兵庫県警・伊丹簡裁が事件化した「名誉毀損」とは、「自由論争掲示板」での◎ザイトクおつる＝中曽千鶴子の鉄面皮な川西市議選（10/7 告示）表明を糾弾する！ 戸田 - 10/10/4(月) 10:09

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=6648;id=01#6648>

のツリーの中の戸田文書だと言うが、いったいどこに「名誉毀損」があると言うのか？！

◆不当な「捜査差押え許可状」の内容：・被疑者の身体、着衣、所持品・被疑者が犯行に使用したと思料されるパーソナルコンピューター、周辺機器、および外部記録媒体 ・株式会社〇〇〇〇（レンタルサーバー）とのレンタル契約にかかる申込書、同料金の請求書、領収書等の契約を裏付ける一切の書類 ・株式会社N T Tぷららとのインターネット契約にかかる申込書、料金の請求書、領収書等の契約を裏付ける一切の書類
・本件犯行の動機、背景、手段等にかかる事項を記録したパーソナルコンピューター、周辺機器、および外部記録媒体 ・本件犯行の動機、背景、手段等にかかる事項を記載した手帳、日記、予定表、メモ、郵便物
・被害者「中曽千鶴子」との関係にかかる事項を記録したパーソナルコンピューター、周辺機器、および外部記録媒体、 ・被害者「中曽千鶴子」との関係にかかる事項を記載した手帳、日記、予定表、メモ、郵便物等、

◎令状発行～裁判官：伊丹簡易裁判所 河下 實 平成23年5月27日

◎請求者の官公職者名：兵庫県川西警察署 司法警察員、警部、政岡健一